



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年12月13日火曜日 第367号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）...1007
 道路の区域変更（県道久米垣生線）.....（中予地方局管理課）...1007
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1007
 土地改良区役員就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）...1008
 落札者等の告示.....（警察本部会計課）...1008

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）...1008
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）...1009
 政治団体の解散の届出.....（ " ）...1009
 資金管理団体の指定の届出.....（ " ）...1009
 資金管理団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）...1010

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1250号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町五百木5433の1、5435から5437まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

五百木5433の1・5435（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	久米垣生線	松山市越智二丁目81番2から 同市越智二丁目64番2まで	旧	メートル 2.9～4.1	キロメートル 0.075	
			新	3.7～4.9	0.075	

○愛媛県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久米垣生線	松山市越智二丁目81番2から 同市越智二丁目64番2まで	令和4年12月13日

○愛媛県告示第1253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年12月13日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高田博行	宇和島市吉田町法花津7-412-17
"	清家康生	宇和島市吉田町立間2-1011
"	久山和一	宇和島市吉田町立間1-2671
"	児玉恵	宇和島市吉田町立間2-396
"	山口敏孝	宇和島市吉田町立間1-2288-1
"	宇都宮善一	宇和島市吉田町深浦3-169
"	山内久徳	宇和島市吉田町白浦699
"	水谷義和	宇和島市吉田町河内甲1679
"	大久保義彦	宇和島市吉田町河内甲609
"	土居宗千代	宇和島市吉田町河内甲1750
"	大西初三	宇和島市吉田町奥浦甲3385
"	川崎和一	宇和島市吉田町南君459-1
"	清家多美雄	宇和島市吉田町南君3088-1
"	松浦正弘	宇和島市吉田町浅川746
"	中井康人	宇和島市吉田町鶴間189
"	大久保恵嗣	宇和島市吉田町立間尻甲556-1
監事	松下孝雄	宇和島市吉田町白浦154-2

"	藤堂恒平	宇和島市吉田町立間尻甲1130
"	鈴木光吉	宇和島市吉田町浅川46-10

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	赤松與一	宇和島市吉田町法花津8-230
"	毛利信介	宇和島市吉田町立間2-103-3
"	三浦哲	宇和島市吉田町立間尻甲450
"	土居政彦	宇和島市吉田町鶴間新152
"	中井康人	宇和島市吉田町鶴間189
"	赤松久	宇和島市吉田町立間1-649
"	清家康生	宇和島市吉田町立間2-1011
"	中尾治郎	宇和島市吉田町深浦3-170
"	高田博行	宇和島市吉田町法花津7-412-17
"	松下孝雄	宇和島市吉田町白浦154-2
"	土山治雄	宇和島市吉田町沖村甲1774-2
"	清家國重	宇和島市吉田町沖村甲3613-2
"	宮本定康	宇和島市吉田町白浦外639
"	中田通廣	宇和島市吉田町奥浦甲3424-1
"	中井重吉	宇和島市吉田町南君448-8
"	棟平紋次	宇和島市吉田町南君2988-1
監事	土山一夫	宇和島市吉田町沖村甲1771
"	清家利洋	宇和島市吉田町浅川778-3
"	豊田幸一	宇和島市吉田町立間2-2703-2

○愛媛県告示第1254号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年12月13日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
ホストコンピュータ等及び免許台帳ファイリングネットワーク式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和4年11月21日	株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	7,590,000円 (月額)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年12月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
しおみ健後援会	潮見 健	喜馬 直行	新居浜市中筋町二丁目9-37	令和4年11月1日
白石さよ後援会	白石 小夜	白石 小夜	西条市神拝甲511-22	令和4年11月10日
伊藤和彦後援会	伊藤 和彦	伊藤 和彦	伊予郡松前町西古泉482-5	令和4年11月14日
八木くにやす後援会	八木 邦靖	渡邊 宗平	今治市高市甲203-3	令和4年11月24日
関本豊後援会	関本 良夫	川内 秋男	北宇和郡松野町豊岡324	令和4年11月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年12月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛媛県商工連盟連合会八幡浜支部	堀口 栄樹	代表者	堀口 栄樹	木網 俊三	令和4年11月1日
政治結社志國紫電改	岩城 誠太郎	主たる事務所の所在地	松山市千舟町七丁目8-5	松山市三番町八丁目354-4	令和4年11月1日
たかみちか後援会	高橋 房代	国会議員関係政治団体の区	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の種類（第1号） 参議院議員 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） 高橋 房代 参議院議員	令和4年11月15日
		主たる事務所の所在地	新居浜市松原町15-23	新居浜市星原町2-10	

○愛媛県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年12月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県ファイナンス支部	片山 克	令和4年11月20日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
愛媛県藤井基之薬剤師後援会	古川 清	令和4年10月20日
愛媛県藤之会	古川 清	令和4年10月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和4年12月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
潮見 健	新居浜市議会議員	しおみ健後援会	新居浜市中筋町二丁目9-37	令和4年11月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和4年12月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
高 橋 房 代	たかみちか後援会	公 職 の 種 類	新居浜市議会議員	参議院議員	令和4年11月15日
		主たる事務所の所在地	新居浜市松原町15 - 23	新居浜市星原町2 - 10	